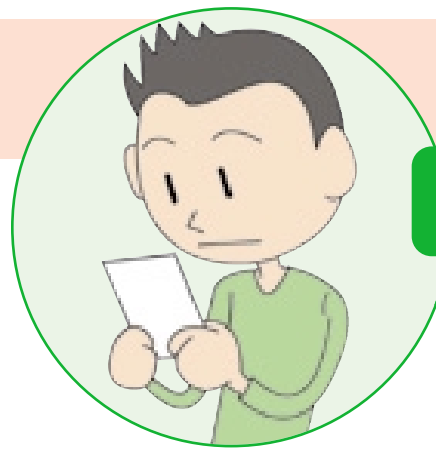


自動車税を滞納すると...



督促・
催告書



自宅訪問・
電話

催告期限を過ぎても納めない方に対しては、電話による催告、またはお宅を訪問して催告などを行うことになります。

財産調査
(自宅・職場)



それでも納めない方に対しては、お勤め先の調査を行うと同時に、財産の調査も開始します。

納期限を過ぎても自動車税を納めない方に対しては、督促状を送って納税を促します。

督促期間を過ぎても納めない方に対しては、催告書を送ります。

預貯金



不動産



給与



電話加入権



自動車



財産調査の結果、その他にも財産があれば差し押さえを行います。

差し押さえ



給与、預貯金などを差し押さえて、強制的に税金を徴収することになります。

お問い合わせ
県税務課
TEL.098-866-2101
FAX.098-866-2709

県自動車税事務所
TEL.098-879-1624

那覇県税事務所
TEL.098-867-1387

コザ県税事務所
TEL.098-933-6841

名護県税事務所
TEL.0980-52-5138

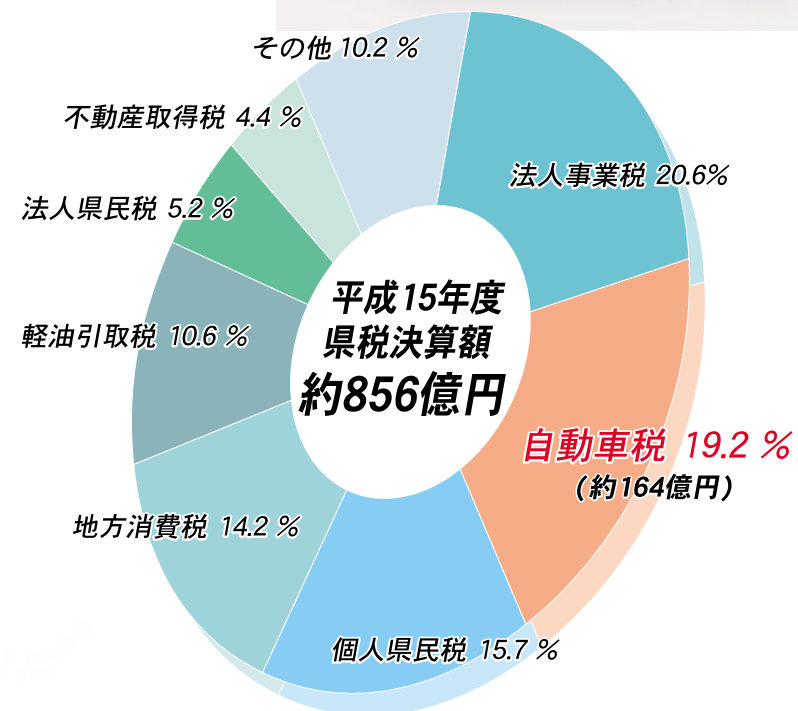
宮古支庁県税課
TEL.0980-72-2553

八重山支庁県税課
TEL.0980-82-3045

11月は自動車税滞納整理強化月間です!

自動車税の納付を 忘れずに!

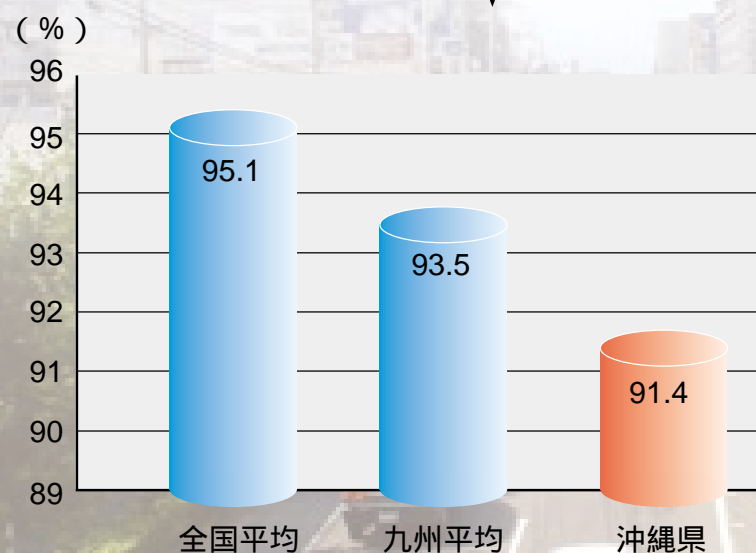
県税収入税目別構成割合(平成15年度)



私たちが、普段何気なく使っている道路、子供達が通う学校、病院の建設、管理、運営等、県が行っている公共サービスは多岐に及んでいます。これらを支えているのが、皆さんが納めている県税です。

平成15年度の沖縄県の税収は約八百五十六億円となっており、その中でも大きな割合を占めている自動車税は他県と比べて滞納が多いのが現状です。滞納額は約三十五億円(平成十六

自動車税収入率の比較(平成15年度)



年九月末現在)となっており、その改善が重要な課題となっています。

税の滞納は、私たちの日常生活に欠くことのできない様々な行政サービスの提供に影響を及ぼします。

そのため、本県では「自動車税滞納整理強化月間」を設け、全県税職員を動員して滞納整理を行い、滞納額の圧縮に努めています。

